

森林環境譲与税の使途の公表

< 森林環境譲与税 >

平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

これにより、「森林環境税（令和 6 年度から課税）」及び「森林環境譲与税（令和元年度から譲与）」が創設されました。

森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」を充てることとされています。

また、適正な使途に用いられることが担保されるように森林環境譲与税の使途については、インターネットの利用等により使途を公表しなければならないこととされています。

< 江戸川区における森林環境譲与税の使途（令和元年度） >

児童相談所の建設にあたり、木材利用促進の観点から国産の木材を使用した木製備品を購入

【事業実績】 33,399 千円 そのうち森林環境譲与税 26,018 千円

事業の効果

児童相談所の新設に伴い、施設内の什器類を木のぬくもりを感じることができるよう、テーブルや書架、ロッカーなどを購入し、利用児童に対して、森林整備への理解・環境への配慮を深める取り組みができました。